

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

2022年12月20日
日本証券業協会

本協会では、本年4月20日から5月19日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、本年7月20日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表した。

上記検討計画についての検討結果等は、次のとおりである。

自主規制企画分科会所管検討事項

①顧客カードの整備等【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】

<p>提案の概要</p>	<p>顧客カードとして整備する項目として、協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条1項で定められている事項のうち、9号の「顧客となった動機」を削除してはどうか。</p> <p>【提案理由】</p> <p>犯罪収益移転防止法により、特定事業者が特定取引を行う場合の取引時確認等が定められており、マネーロンダリング等の防止のために確認すべき項目については、既に法令上定められている。</p> <p>顧客本位の業務運営に資するためには、顧客の属性や意向を十分把握し、それらに沿った案内を行うことが大切だが、「顧客となった動機」は、口座開設時の動機を指すものであり、口座開設後のその時々顧客の適合性には直結しないものであると思われる。</p> <p>本規則の5条1項10号では「その他各協会員において必要と認める事項」を顧客カードとして備え付けることとされており、「顧客となった動機」は必要に応じて各社の裁量により顧客カードもしくはマーケティング等のための情報として蓄積していくことで足りると考える。</p>
<p>検討結果</p>	<p>○（検討済）</p> <p>「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において議論した結果、提案を受けて「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正することについて合意を得たことから、規則改正に向けた関係会議体への審議に着手した。</p>

②協会員の役職員に対する処分の厳格化等【協会員の従業員に関する規則等】

<p>提案の概要</p>	<p>情報漏えいに対する処分の厳格化及び不都合行為者名簿の協会 HP での公表</p> <p>【提案理由】 業界の規律を維持し、顧客の信頼を確保していくには、不適切な者を業界から排除していく必要がある。 現状でも不都合行為者制度があるが、自社を解雇されるような事故を起こしたにも関わらず、不都合行為者と認定されず他社で活動を続けている例もあり、ギャップを感じる部分がある。 情報管理の重要性の高まりといった時代背景も踏まえつつ、より厳格な処分運用を検討してはどうか。 また諸外国の中には、不都合行為者の氏名の公表を行っている例もあると聞く。協会員が不都合行為者を採用しようとするれば採用時の照会で判明するが、業界から締め出された結果、無登録営業が行われればもぐってしまうため、海外のプラクティスも調査しつつ、不都合行為者名簿の公衆縦覧といったことも検討してはどうか。</p>
<p>検討結果</p>	<p>△（検討中）</p> <p>本年9月に「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」を設置し、検討を開始した。来年6月中を目途に結論を得るよう、引き続き、同ワーキング・グループにおいて検討する。</p>

以 上